

# 第1章 市営住宅入居にあたって

## 1. 市営住宅とは

市営住宅とは、住宅に困窮する低所得者の市民に対して安い家賃で供給する賃貸住宅です。

したがって、その使用にあたっては、法律（公営住宅法）や条例（松山市営住宅管理条例）で定められている約束ごとがあり、これはいわば民間の借家の契約に当たります。

市営住宅は、住宅団地ですから、共同して利用する部分があり、お互いに守らなければならないルールがあります。お互いに協力してよりよい住居環境をつくっていくよう努めて下さい。もちろん各戸の独立性は尊重されており、個人の生活は、お互いに尊重されなければなりません。

市営住宅には、専用部分と共用部分があります。専用部分とは、独立して居住に供する部分で各入居者が個別的に専用する部分です。共用部分とは、専用部分以外の部分です。この部分については、入居者全員が共同して積極的に保護し、きれいにするように努め、掃除や除草などはみんなで話し合い、当番を決めて順番に行うなどして快適な環境にしましょう。

なお、入居者の皆さんで、定期的に共同で清掃と維持をしていただくのは、概ね次のところ です。

- (1) 住宅団地内の通路（道路）や広場等
- (2) 住宅周囲の排水溝（側溝）
- (3) 樹木の育成や剪定
- (4) ピロティー、階段、廊下、ゴミ置き場、  
自転車置き場
- (5) 集会所、付属施設

また、柵などで区切っている所へ入ったり、道路以外の通行などはやめて樹木の保護に努めましょう。

特に、ピロティー、バルコニー、廊下、階段などは非常の場合の避難路などになることから、物品の置場には絶対にやめましょう。

